既存建築物調書

1	調	査	者	(1)	資			格	()	建築	築士		()	登録	录第			号
				(2)	氏			名														
				(3)	建夠	築士 事	事務戸	斤名	()	建築	築士事	務所	()知	事登錄	录第			号
				戸		也又は	務所 調査		₹		-	=										
				(5)	電	話	番	号														
2	確認法	斉証ダ	を付	_	ありなし	((完)	龙時其	年期	F	年	日	月)	第			号)						
3	検査液	斉証ダ	を付		ありなし	(年	F		日		第			号)						
4	状況幸	報告事	耳項	(1)	集	寸	規	定		適法			□ 既	存不	適格							
									既有	不通	植格条	≷項	(内容	及び	基準時)							
				(2) 構造耐力関係規						□ 適法 □ 既存不適格												
				定						不通	插格条	≷項	(内容	及び	基準時)							
				(3) 上記以外の規定						適法			□ 既	存不	適格							
									既有	不通	插格条	(項	(内容	及び	基準時)							
5 歴	増改第 歴	築等の)履																			
6	劣化	: 状	況																			

- 1の(3)の欄は、調査者が建築士事務所に属している場合にのみ記入してください。

 - 2 2の欄から4の欄までは、該当する□にレ印を付けてください。 3 4の欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりです。 (1) 集団規定 建築基準法第3章の規定をいいます。

 - (2) 構造耐力関係規定 建築基準法第20条の規定をいいます。
 - (3) 既存不適格 建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物が同法第3条第2項の規定の適用を受けていることをいいます。 (4) 基準時 建築基準法施行令第137条に規定する基準時をいいます。
 - 4 既存建築物の平面図及び配置図(増改築の履歴がある場合は、それぞれ当該部分を示したもの)を添付してください。